

○松川村建設工事発注予定情報公表要領

平成13年7月16日

要領第4号

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条の規定に基づき、松川村の発注する建設工事の発注の見通しに関する情報を、この要領に定めるところにより公表する。

(対象工事)

第2条 当該年度に発注することが見込まれる建設工事で、かつ、予定価格が250万円を超えるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって村の行為を秘密にする必要がある工事及び用地買収、関係機関との調整等により発注の見通しが立っていない工事等は除くことができるものとする。

(発注見通しの公表)

第3条 村長は、次により発注予定情報を公表するものとする。

(1) 公表の事項

ア 工事の名称

イ 場所

ウ 期間

エ 種別

オ 概要

カ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

キ 入札及び契約の方法

ク その他上記に関する事項

(2) 公表の時期

ア 4月1日現在の見通しを4月10日までに公表するものとする。

イ 10月1日現在の見通しを10月10日までに公表するものとする。

ウ ア及びイの規定により公表した事項に変更が生じた場合（公表後において発注の見通しが立った工事を含む。）は、毎月1日現在で見直し、10日までに公表するものとする。

(3) 公表の方法

別記様式により取りまとめの上、閲覧により公表するものとする。

(4) 公表の場所

総務課財政係とする。

(5) 公表の期間

当該年度の3月31日までとする。

（留意事項）

第4条 公表に当たっては、次の事項に留意することとする。

(1) 公表した内容は公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を閲覧において周知すること。

(2) 年度途中における公表においては、前回公表分を見直した上で、変更、追加等があった工事にはその旨を明記すること。また、公表の後に入札・契約が執行された場合であっても、公表からは削除しないこと。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

別記様式（第3条関係）

別記様式(第3条関係)

年 月 日

年度 松川村建設工事発注予定情報

| No. | 工事名 | 工事場所 | 期間 | 種別 | 工事概要 | 入札予定時期 | 入札及び契約の方法 | 備考 |
|-----|-----|------|----|----|------|--------|-----------|----|
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |
|     |     |      |    |    |      |        |           |    |